

議案第3号

審議会の運営要領等の改正について

枚方市景観審議会運営要領（案）

平成 24 年 10 月 5 日制定

（趣旨）

第 1 条 この要領は、枚方市景観条例（平成 26 年枚方市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 37 条の規定に基づいて設置した枚方市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（分野別委員の指名）

第 2 条 審議会の会長は、諮問事項につき審議会における審議を円滑に行うための執行機関との調整を図るため、担当事務に関する分野において分野別委員を指名する。

2 分野別委員に事故があるとき又は分野別委員が欠けたときは、会長が指名により定めることができる。

（会長及び副会長への報告）

第 3 条 分野別委員は、前条による指名に基づいて執行機関との調整を行った場合は、会長及び副会長に調整内容を報告するものとする。

（庶務）

第 4 条 審議会の庶務は、都市整備部都市整備推進室において処理する。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 5 月 21 日から施行する。

□諮問事項（勧告、公表、変更命令等について）

分 野	委 員
環境デザイン・景観工学	吉川 眞 委員
居住環境	岡 絵理子 委員
緑地環境・造園	下村 泰彦 委員
歴史・文化	鶴島 三壽 委員
デザイン・景観・色彩	藤本 英子 委員
法 律	清水 正憲 委員
行 政	嶺倉 栄 委員

□諮問事項（枚方市都市景観基本計画及び景観計画の改訂について）

分 野	委 員
環境デザイン・景観工学	吉川 眞 委員
居住環境	岡 絵理子 委員
緑地環境・造園	下村 泰彦 委員
歴史・文化	鶴島 三壽 委員
デザイン・景観・色彩	藤本 英子 委員
行 政	嶺倉 栄 委員

枚方市景観審議会運営要領の改正について（案）

（傍線部は改正部分）

新（改正後）	旧（現 行）
<p>枚方市<u>景観</u>審議会運営要領 平成 24 年 10 月 5 日制定</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この要領は、<u>枚方市景観条例（平成 26 年枚方市条例第 19 号。以下「条例」という。）</u>第 37 条の規定に基づいて設置した枚方市<u>景観</u>審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（分野別委員の指名）</p> <p>第 2 条 審議会の会長は、諮問事項につき審議会における審議を円滑に行うための執行機関との調整を図るため、担当事務に関する分野において分野別委員を指名する。</p> <p>2 分野別委員に事故があるとき又は分野別委員が欠けたときは、会長が指名により定めることができる。</p> <p>（会長及び副会長への報告）</p> <p>第 3 条 分野別委員は、前条による指名に基づいて執行機関との調整を行った場合は、会長及び副会長に調整内容を報告するものとする。</p> <p>（庶務）</p> <p>第 4 条 審議会の庶務は、都市整備部都市整備推進室において処理する。</p> <p>附 則 この要領は、制定の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、平成 26 年 5 月 21 日から施行する。</u></p>	<p>枚方市<u>都市景観</u>審議会運営要領 平成 24 年 10 月 5 日制定</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この要領は、<u>枚方市附属機関条例第 1 条</u>の規定に基づいて設置した枚方市<u>都市景観</u>審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（分野別委員の指名）</p> <p>第 2 条 審議会の会長は、諮問事項につき審議会における審議を円滑に行うための執行機関との調整を図るため、担当事務に関する分野において分野別委員を指名する。</p> <p>2 分野別委員に事故があるとき又は分野別委員が欠けたときは、会長が指名により定めることができる。</p> <p>（会長及び副会長への報告）</p> <p>第 3 条 分野別委員は、前条による指名に基づいて執行機関との調整を行った場合は、会長及び副会長に調整内容を報告するものとする。</p> <p>（庶務）</p> <p>第 4 条 審議会の庶務は、都市整備部都市整備推進室において処理する。</p> <p>附 則 この要領は、制定の日から施行する。</p>

諮問事項（勧告、公表、変更命令等について）

分野	委員
環境デザイン・景観工学	吉川 眞 委員
居住環境	岡 絵理子 委員
緑地環境・造園	下村 泰彦 委員
歴史・文化	鶴島 三壽 委員
デザイン・景観・色彩	藤本 英子 委員
法律	清水 正憲 委員
行政	嶺倉 栄 委員

諮問事項（枚方市都市景観基本計画及び景観計画の改訂について）

分野	委員
環境デザイン・景観工学	吉川 眞 委員
居住環境	岡 絵理子 委員
緑地環境・造園	下村 泰彦 委員
歴史・文化	鶴島 三壽 委員
デザイン・景観・色彩	藤本 英子 委員
行政	嶺倉 栄 委員

諮問事項（枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について）

分野	委員
環境デザイン	吉川 眞 委員
居住環境	岡 絵理子 委員
緑地環境	下村 泰彦 委員
歴史文化	鶴島 三壽 委員

枚方市景観審議会傍聴要領（案）

傍聴手続

会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴者受付票に住所、氏名等を記入し、係員の指示に従い傍聴席に着くものとする。

傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。
- 2 発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 3 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。
- 4 審議会の会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。
- 5 閲覧に供された会議資料を持ち帰らないこと。
ただし、審議会の上承を得たものを除く。
- 6 その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

会議の秩序維持

傍聴者がこの遵守事項に違反していると認められる場合において、審議会の会長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

傍聴希望者の方へ

枚方市景観審議会

1. 傍聴の手続き

- (1) 受付において傍聴者受付票に住所、氏名等を記入してください。
- (2) 会場への入場等については、係員の指示に従ってください。

2. 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。
- (4) 審議会の会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。
- (5) 閲覧に供された会議資料を持ち帰らないこと。
ただし、審議会の了承を得たものを除く。
- (6) その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

なお、傍聴者がこの遵守事項が守らない時は、審議会の会長はこれを注意し、改めない時には、退場していただくことがあります。

枚方市景観審議会傍聴要領の改正について（案）

（傍線部は改正部分）

新（改正後）	旧（現 行）
<p style="text-align: center;">枚方市<u>景観</u>審議会傍聴要領</p> <p>傍聴手続</p> <p>会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴者受付票に住所、氏名等を記入し、係員の指示に従い傍聴席に着くものとする。</p> <p>傍聴者の遵守事項</p> <p>傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。 2 発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。 3 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。 4 審議会の会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。 5 閲覧に供された会議資料を持ち帰らないこと。 ただし、審議会の了承を得たものを除く。 6 その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。 <p>会議の秩序維持</p> <p>傍聴者がこの遵守事項に違反していると認められる場合において、審議会の会長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p>	<p style="text-align: center;">枚方市<u>都市景観</u>審議会傍聴要領</p> <p>傍聴手続</p> <p>会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴者受付票に住所、氏名等を記入し、係員の指示に従い傍聴席に着くものとする。</p> <p>傍聴者の遵守事項</p> <p>傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。 2 発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。 3 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。 4 審議会の会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。 5 閲覧に供された会議資料を持ち帰らないこと。 <u>（ただし、審議会の了承を得たものを除く。）</u> 6 その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。 <p>会議の秩序維持</p> <p>傍聴者がこの遵守事項に違反していると認められる場合において、審議会の会長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p>

傍聴希望者の方へ

枚方市景観審議会

1. 傍聴の手続き

- (1) 受付において傍聴者受付票に住所、氏名等を記入してください。
- (2) 会場への入場等については、係員の指示に従ってください。

2. 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。
- (4) 審議会の会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。
- (5) 閲覧に供された会議資料を持ち帰らないこと。
ただし、審議会の了承を得たものを除く。
- (6) その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

なお、傍聴者がこの遵守事項が守らない時は、審議会の会長はこれを注意し、改めない時には、退場していただくことがあります。

傍聴希望者の方へ

枚方市都市景観審議会

1. 傍聴の手続き

- (1) 受付において傍聴者受付票に住所、氏名等を記入してください。
- (2) 会場への入場等については、係員の指示に従ってください。

2. 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。
- (4) 審議会の会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。
- (5) 閲覧に供された会議資料を持ち帰らないこと。
（ただし、審議会の了承を得たものを除く）
- (6) その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

なお、傍聴者がこの遵守事項が守らない時は、審議会の会長はこれを注意し、改めない時には、退場していただくことがあります。